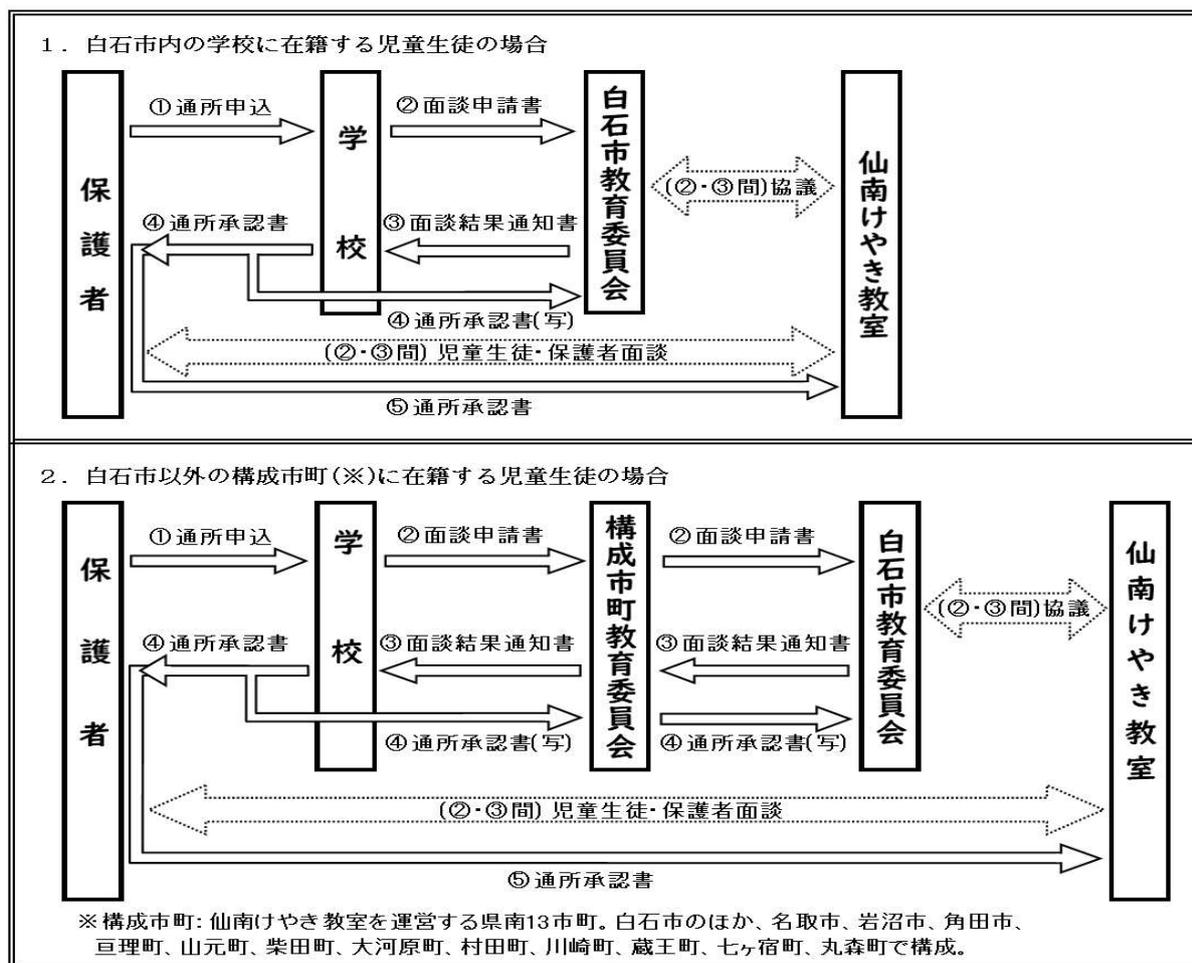


## 仙南けやき教室 通所事務手続き

白石市教育委員会



- ① 保護者は、けやき教室への通所を希望する場合、学級担任を通して校長へ申し出る。
  - ② 校長は、けやき教室への通所が適当であると認めた場合、「けやき教室通所面談申請書(様式第1号)」を白石市教育委員会に提出する。  
※白石市以外の学校は、当該教育委員会を経由し、白石市教育委員会に提出する。
- ・ けやき教室指導員は、面談申請書の提出を受け、児童生徒と保護者に面談を行う。
  - ・ 指導員は、体験通所の状況を踏まえ、白石市教育委員会と協議して通所の適否を決定する。
- ③ 白石市教育委員会は、校長へ「けやき教室通所面談結果通知書(様式第2号)」で通知する。  
※白石市以外の学校には、当該教育委員会を経由して通知する。
  - ④ 校長は、通所が認められた児童生徒の保護者へ「けやき教室通所承認書(様式第3号)」を交付し、その写しを白石市教育委員会に提出する。  
※白石市以外の学校は、当該教育委員会を経由し、白石市教育委員会に提出する。
  - ⑤ 保護者は、交付された「けやき教室通所承認書」をけやき教室に提出する。

仙南けやき教室HP [www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/29/15886.html](http://www.city.shiroishi.miyagi.jp/soshiki/29/15886.html)

※9ページからの手続き用書式もダウンロードできます。